

多治見市農地の形状変更に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、水田を畑地に転換するために実施する農地の形状変更（以下、「形状変更」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、優良農地の確保と近傍農地等の被害の防止を図り、付近の農地及び地域と調和した適正な農地利用が行われることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 形状変更 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。）を耕土等によって盛土し、その様態を変更することをいう。
- （2） 耕土等 耕作に適する土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物及び特別管理廃棄物）が混入していない土をいう。
- （3） 事業者 形状変更をしようとする農地の所有者をいう。

（適用除外）

第3条 この要綱は、水田を畑地へ転換するために実施する農地の形状変更のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。

- （1） 国又は地方公共団体が行う公共公益事業によるもの
- （2） 国若しくは地方公共団体の補助金等又は指導を受けて行うもの
- （3） 法令の規定による土地改良行為等によるもの
- （4） 非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- （5） 前各号に掲げるもののほか、多治見市農業委員会会長（以下、「会長」という。）が適当と認めたもの

（事業主の責務）

第4条 事業者は、農地の形状変更のための工事を施行するにあたっては、近傍農地等の被害又は災害を防止し、自然環境等を保全するため必要な措置を講ずるとともに、次の要件に留意するものとする。

- （1） 盛土は、耕土等を使用すること。
- （2） 形状変更後の畑地の高さが当該畑地の接する道路面の高さを超えないこと。
- （3） あらかじめ隣接農地所有者（隣接農地が小作地であるときは、当該隣接農地の小作人を含む。）の承諾を得ること。
- （4） 他の農地の用排水を確保すること。
- （5） 耕土等の搬入は、周辺地域の生活環境への影響等に十分留意して行うこと。

（形状変更の届出）

第5条 農地の形状変更のための工事を施行しようとする事業主は、工事着手の30日前までに、田畑転換等農地の形状変更届出書（別記様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 前項の規定は、工事着手後にその届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

（審査）

第6条 会長は、前条の届出書が提出されたときは、これを農業委員会総会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条に規定する総会をいう。）の議事に付し、総会の承認を求めものとする。

2 会長は、前項の規定による承認を受けたときは、事業主に対し、田畑転換等農地の形状変更承認書（別記様式第2号）（以下、「承認書」という。）を交付するものとする。

（工事の施工）

第7条 事業主は、前条の同意書を受けた後に形状変更工事に着手するものとする。

2 事業主は、当該工事を施行するときは、承認書の内容を遵守するものとする。

3 当該工事は、工事着手の日から6か月以内に完了するものとする。ただし、当該工事期間の延長について、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（工事の完了）

第8条 事業主は、当該工事が完了したときは、田畑転換等農地の形状変更工事完了届（別記様式第3号）を会長に提出するものとする。

（工事の完了確認）

第9条 会長は、前条の規定により当該工事の完了届が提出されたときは、その現地確認をし、当該工事が届出書等の記載のとおり適正に施行されていると認めたときは、田畑転換等農地の形状変更工事完了確認書（別記様式第4号）を事業主に交付するものとする。

（農地の利用）

第10条 事業主は、当該工事が完了した後の農地を、届出書等に記載した内容に従い、適正に管理し、又は利用するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式第1号
(第3条関係)

表面

農地の利用変更届書

平成 年 月 日

多治見市農業委員会会長 様

届出人 住所

氏名

印

(電話番号

)

下記のとおり 田 から 畑 に利用変更したいので、届出します。
なお、利用変更にあたっては、基準に従い、畑地として利用します。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	所有者	備考

2 埋立てについて

(1) 埋立ての時期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日

(2) 用土の種類(分類) 該当するものに○を付ける。(※1)

埴土 埴壤土 壤土 砂壤土 砂土

3 作物名

4 変更理由(具体的に記入する)

5 1の土地を利用変更することに、次の事項を確実に守ることを約束します。

イ 利用変更後は、すみやかに耕作する。

ロ 付近の土地、道路及び水路については埋立ての際及び利用変更後において土砂の流出、堆積及び崩壊等により被害を与えた時には、それに対する損害補償をする。

《畑地転換基準》

裏面

- 1 畑（果樹含む）以外の用途に使用しないこと。
 - 2 埋立て用土は農地に適した良質土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 29 年法律第 72 号）第 2 条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物* 2）の混入がない土を使用すること。
 - 3 畑地の高さは、原則として道路面までとする。道路面を超える必要があると認められるときは、道路面からの高さを、耕土分を含めて 30 cm 以内とすること。
 - 4 耕土は 20 cm 以上確保することとし、コブシ大以上の礫が含まれていないこと。
 - 5 土砂の搬入は、隣接地への影響や生活環境に十分注意すること。
 - 6 道路、用排水の保護、管理ができるよう、法面工事等が適切に実施されること。
 - 7 埋立てから完成までの期間は、概ね 6 か月以内とすること。ただし、農業委員会が特に認めた場合は、1 か年以内とする。
 - 8 隣地が農業振興地域内農用地の場合は、隣地所有者の同意を得ること。
 - 9 耕作者と土地所有者が異なる場合は、所有者が届け出ること。
 - 10 非常災害の場合の応急措置等、農業委員会が認める場合はこの基準を適用しないものとする。
- ※ 現地確認の上、農業委員会が適正な土地利用のための指導を行う場合があります。

用語の意味

（*1）

埴土 粘土分を 50 パーセント以上含む土。排水や通気性が悪く、耕作には適さない。

埴壤土 粘土が 37.5～50 パーセント混じった土壌。イネの栽培に最適。

壤土 適度の砂と粘土を含むさらさらとした黒色の土。作物の栽培に適している。

砂壤土 砂土と壤土との中間の土。砂を多く含み、粘土は 12.5～25 パーセント。

砂土 10 パーセント程度の粘土を含み、他はほとんど砂からできている土壌。保水力がなく耕作に適さない。

（*2）

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物と定義されている。政令では、上記の 6 種類に加えて、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物にかかわる不要物、金属くず、ガラスおよび陶磁器くず、建設廃材、鉍滓、家畜の糞尿（ふんによろ）、家畜の死体などの 13 種類が指定され、合計 19 種類に分類されている。

一般廃棄物 一般廃棄物は家庭ごみと商店やビルなどから出る事業系ごみに分かれる。

特別管理廃棄物 血液製剤、摘出臓器、注射針、実験・検査器具、血液汚染材料など 2 次感染を起す可能性のある感染性廃棄物等の医療廃棄物を特別管理廃棄物に指定、医療機関などは特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、施設内での焼却、滅菌施設で処理する。